

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年3月まで

私は、国民年金に加入して以来、現在まで、国民年金保険料をきちんと納付しており、申立期間の保険料についても、金融機関の集金人に納付した記憶があり、申立期間の保険料だけが未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識は高い。

また、申立人に係るオンライン記録によれば、申立期間前後の国民年金保険料は納付済である上、申立人は、申立期間直後の昭和59年度の保険料を昭和60年11月19日に一括で過年度納付していることが確認でき、その時点において、申立期間の保険料は納付が可能であり、社会保険事務所(当時)は、未納期間があれば、古い方の期間から順次保険料を納付するよう指導していたことを踏まえると、未納となっていたとみられる3か月分の保険料のみを納付させなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 6 月 11 日まで

私は、年金の裁定請求を行った相談の際、申立期間に係る脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知った。脱退手当金を受け取った覚えはないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示がされている上、オンライン記録の脱退手当金の支給額は、申立人の厚生年金保険被保険者原簿から算出した法定支給額と一致し、申立期間に係る厚生年金被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前にある被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。